

## 選択的夫婦別姓制度について

選択的夫婦別姓とは、婚姻時に夫婦同姓にするか別姓にするかのいずれかをみずから決定する選択の自由を認めるものです。

日本の現行法では、婚姻時に夫婦が同じ姓を名乗ることが義務付けられていますが、選択的夫婦別姓制度の導入に関する取り組みは、1990年頃から議論されています。1990年代初頭には、法制審議会で選択的夫婦別姓の導入について提言されましたが、当時の国会では議論されませんでした。

法務省のホームページによると、フランスや韓国などの国では、原則として夫婦別姓とされており、アメリカ、イギリス、ドイツなどの国では、選択的夫婦別姓を認めています。選択的夫婦別姓制度は、海外では多くの国で導入されており、日本が唯一、夫婦同姓の国だそうです。

議論が始まってから30年以上が経過していますが、導入の議論は長きにわたり決着していません。一部には、家族としての一体感が損なわれるという意見や、子どもの姓を選ぶときに混乱が生じる可能性があるなどの意見もありますが、経営者や研究者などでは、改姓による実害が生じているそうです。皆さんは、選択的夫婦別姓の導入についてどのように考えますか？

